

事務連絡
令和2年9月11日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

令和2年度「特別支援教育に関する調査」の一部中止等について

平素から特別支援教育行政に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る9月1日に開催された「学校における働き方改革推進本部（本部長：萩生田光一文部科学大臣）」において、学校向けの調査については、引き続きスクラップ&ビルドの観点から精査を随時実施するとともに、特に、新型コロナウイルス感染症に係る学校の負担軽減に向けて、調査の取扱いについては引き続き検討することが今後の方向性として示されました。

当課においては、学校の負担軽減の観点も踏まえつつ、「特別支援教育に関する調査」を定期的実施しているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、今年度（令和2年度）実施予定であった一部の調査を中止するとともに、予定どおり実施する一部の調査については回答方法を見直した上で行うこととしましたので、下記のとおりお知らせします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県におかれては所管の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所管の学校設置会社を通じてその設置する学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

記

1. 今年度（令和2年度）中止する調査について

- ・学校における医療的ケアに関する実態について
- ・特別支援教育体制整備状況について
- ・センター的機能のための校内体制の整備について

2. 今年度（令和2年度）実施予定の調査について

・通級による指導実施状況について

- ①目的：高等学校においても通常の学級に在籍している障害のある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障害に応じた特別の指導を特別な場で行うことが平成30年度から実施可能となったことを踏まえ、高等学校における通級による指導の実施状況を把握し、その環境整備に努めるため
- ②対象：国公立の高等学校及び中等教育学校（後期課程）
- ③方法：高等学校等が直接WEBフォームから回答
- ④時期：令和2年10月
- ⑤内容：別紙のとおり

3. その他

来年度（令和3年度）実施予定の調査については、引き続きスクラップ&ビルドの観点から精査を行うとともに、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、調査の取扱いを検討する予定です。

【担当】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
電話 03-5253-4111（内線 3967）

通級による指導実施状況調査【学校用調査票】（案）

学 校 名	
回答者(職・氏名)	
電 話 番 号	
メールアドレス	

【全ての高等学校及び中等教育学校(後期課程)が回答する設問です。】

(問)令和元年度、高等学校等における「通級による指導」の状況について回答してください。

1. 令和元年度、学校において「通級による指導」が必要と判断した生徒の数を記入してください。

	人
--	---

※令和元年度「通級による指導」が必要と判断した生徒がいなかった学校は、ここで終了です。御協力ありがとうございました。

2. 1のうち「通級による指導」を行った生徒の数を記入してください。

	人
--	---

3. 1のうち「通級による指導」を行わなかった主な理由別に生徒の数を記入してください。

ア. 本人や保護者が希望しなかったため

	人
--	---

イ. 指導体制が取れなかったため

	人
--	---

ウ. その他

	人
--	---

⇒ 「その他」の状況を簡潔に記載してください。

--

※調査は以上です。御協力ありがとうございました。

・「通級による指導」とは、通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別な場で行う指導形態のことをいいます。

・「通級による指導」とは、特別支援学校学習指導要領に示されている「自立活動(※)」に相当する、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とするとされており、補完するための指導とは異なります。

※ 自立活動:個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達的基础を養うことを目標に行われる活動。健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの6区分の中から、個々の生徒に必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的に指導内容を設定する。

【対象障害種】

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

【実施形態】

- ・自校通級(生徒が在籍する学校において指導を受ける)
- ・他校通級(他の学校に通級し、指導を受ける)
- ・巡回指導(通級による指導の担当教師が該当する生徒のいる学校に赴き指導を行う)

事務連絡
令和2年9月15日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

「令和2年度『特別支援教育に関する調査』の一部中止等について」の
一部訂正について

令和2年9月11日付けで発出しました標記事務連絡において、一部誤りがあることが判明しました。御関係の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。訂正箇所は下記のとおりです。

特に、都道府県におかれては所管の学校法人等を通じてその設置する高等学校及び中等教育学校（以下「高等学校等」という。）に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所管の学校設置会社を通じてその設置する高等学校等に対して、周知くださるようお願いいたします。

記

2. 今年度（令和2年度）実施予定の調査について

- ・通級による指導実施状況について

【誤】

②対象：国公立の高等学校及び中等教育学校（後期課程）

【正】

②対象：国公立の高等学校及び中等教育学校（後期課程）

【担当】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

電話 03-5253-4111（内線 3967）